



このようなかたにおすすめの保証制度があります！

- ✓ コロナ禍で借入が増加し、物価高や人手不足等の影響で経営が伸び悩んでいる
- ✓ 経営改善（事業の再生）に向けて、自社の課題を再確認し、具体的なアクションプランを考えたい
- ✓ 業績見通しを踏まえて、長期的な資金繰りの安定と借入返済の道筋を立てたい

経営改善に必要な資金を
調達できます！

取扱期間

令和8年3月31日まで

経営改善サポート保証

—事業再生計画実施関連保証制度 経営改善・再生支援強化型—

認定支援機関の指導または助言を受けて作成した事業再生の計画や、愛知県信用保証協会が事務局となる経営サポート会議（※）による検討に基づき作成または決定された計画等に従って事業再生を行うかた向けの保証制度です。

（※）経営改善に取り組む中小企業者と取引金融機関等が一堂に会し、情報共有や意見交換を通じて、経営支援の方向性、内容等を検討する会議です。本協会が事務局役となることで、複数金融機関と取引がある場合でもスムーズな調整が可能です。

保証料率 年 0.3%

国による補助（年 0.5 ～ 0.9%）があるため、
利用するかたの負担は実質 0.3% となります

※条件変更保証料は補助対象外

別 枠 保 証

通常の一般枠とは別枠で保証利用できます

保証期間 最大 15 年

長期の借入により、
毎月の返済負担を抑えることができます

据置期間 最大 3 年

分割返済の場合は、資金繰りの計画に合わせ、
最大 3 年の返済据置が可能です

活用例

● 条件変更による返済緩和の正常化にもご利用いただけます！

利用者の声

「条件変更による返済緩和を続けてきましたが、本制度を活用することで返済条件を正常化し、再建に必要な設備資金を調達できました。そのおかげで生産性向上やコスト削減につながり、再建に向けて計画的に進められるようになりました。」

● コロナ融資の借換えにもご利用できます！

利用者の声

「コロナ禍で増加した借入の返済が始まり、毎月の返済負担が重く資金繰りに大きな不安がありました。本制度を活用して既存の借入金を借り換え、返済額を軽減するとともに、事業に必要な運転資金を確保することができました。長期で借り換えることで、資金繰りで悩む毎日から少し解放されました。」



事業再生計画実施関連保証制度 経営改善・再生支援強化型

★愛知県融資制度を兼ねる場合の取り扱い

対 象 者	以下に掲げるいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。） に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業 ①独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ②認定支援機関（中小企業活性化協議会等）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ③特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画 ④株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画 ⑤株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画 ⑥株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画 ⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 ⑧自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく調停における調書又は 同法第 20 条に規定する決定において特定されたもの ⑨中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画 ⑩独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第 140 条に規定する出資業務により出資を行った 投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 ⑪経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、 中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は 決定された事業再生の計画 ⑫認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業（405 事業）によって策定を支援した 事業再生の計画
融 資 限 度 額	2 億 8,000 万円（組合等の場合：4 億 8,000 万円）
融 資 期 間	15 年以内（3 年以内の据置が可能） ただし、一括返済の場合は 1 年以内
貸 付 利 率	金融機関所定利率 ★ 1 年超 10 年以内：年 1.7%、10 年超 13 年以内：年 1.8% 13 年超 15 年以内：年 1.9%
資 金 使 途	事業資金（ただし、事業再生計画の実施に必要な資金に限ります。）
貸 付 形 式	証書貸付、手形貸付、手形割引又は電子記録債権割引 ★ 証書貸付
返 済 方 法	分割返済または一括返済（一括返済の場合は 1 年以内） ★ 均等分割返済
担 保	必要に応じて徴求します。
保 証 人	必要となる場合があります。ただし、原則として法人代表者以外は不要です。 ※一定の要件を満たす場合、信用保証料を 0.2% 上乘せすることにより、 経営者保証を免除することができます。（「経営者保証免除対応確認書」が必要です。）
保 証 割 合	原則として、責任共有制度対象 ただし、次の①又は②に該当する場合は、例外的に責任共有制度対象外となります。 ①責任共有制度対象外の既往借入金を同額以内で借り換える場合 ②危機関連保証の指定期間中に申込受付かつ貸付実行されたセーフティネット保証 5 号の 既往借入金を同額以内で借り換える場合
保 証 料 率	国による補助（年 0.5～0.9%）により実質負担 年 0.3% ※条件変更保証料は補助対象外
取 扱 期 限	令和 8 年 3 月 31 日協会申込受付分まで

申込みは、原則として金融機関経由となります。
金融機関及び本協会の審査により、ご希望に沿えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

経営サポート会議の開催も含め、詳しくは金融機関又は本協会までお問い合わせください。（R7.10）